

都道府県番 号 2	学校名 青森県立北斗高等学校	課程 定時制	学科 普通	指定期間 H29
--------------	-------------------	-----------	----------	-------------

## 平成29年度 高等学校における特別支援教育推進のための拠点校事業 実施報告書（成果報告書）（要約）

### 1 研究開発課題

中学校等との連携体制の構築及び系統的な「通級による指導」の指導計画の策定・評価に関する研究

### 2 研究の概要

平成30年度から始まる高等学校における「通級による指導」において、高校入学時から卒業後までを見通しつつ、発達障害等のある生徒が学校生活に適応し、かつ社会においてより良く生きることができるよう、個々のニーズや特性に応じた、効果的な指導を行うことが求められる。そのためには、小・中学校で指導の対象となっていた生徒や、高等学校で指導が必要と思われる生徒を早期から把握し、中学校での実態や指導方法等について情報共有することが重要となる。また、高等学校卒業後を見据え、学校以外の支援を受けられる機関との連携も卒業後の生活を支えていくためには必要である。これらのことから、中学校や労働・福祉分野の関係機関との連携の在り方について研究し、連携体制を確立するとともに、保護者・生徒への周知や対象生徒の選定方法の在り方について研究を行う。また、中学校からの情報を引き継ぎながら、高等学校卒業後を見通した、系統的かつ効果的な指導内容・方法、教育課程の編成の在り方、評価方法についての研究も行う。

### 3 研究の目的と仮説等

#### (1) 研究開始時の現状分析と研究の目的

##### ①現状の分析

- ・本校には発達障害やその疑いのある生徒、社会性あるいは学力の面で課題を抱えた生徒、また中学時代に特別支援学級に在籍していた生徒もおり、個別の指導等による支援が必要と思われる生徒が在籍している。
- ・本校では、以前から入学予定者決定後に中学校を訪問し、生徒の情報の聞き取りを行っている。また、2年前からは本校が作成した「中・高連携連絡支援シート」を活用し、情報収集を行っているが、中学校が伝えたい情報と本校が知りたい情報とが必ずしも一致しているとは言えない状況である。生徒の実態把握を十分に行い、高等学校入学後の支援に役立てるためには、中高間で意見を出し合い、必要とする情報を適切に引き継ぐことができる「中・高連携連絡支援シート」に改良する必要があると感じている。
- ・高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業（以下、モデル事業）において、対象生徒の決定は、指導者側から指導が必要だと思われる生徒を選定し、本人、保護者に説明をした上で、決定した。通級による指導の制度化にあたり、生徒・保護者に対してどのような周知方法が適切であるのか、生徒・保護者への相談体制の整備、対象生徒の選定の手続きや判断の目安を明確にする必要がある。
- ・モデル事業に3年間取り組み、計8名の生徒に自立活動等の指導を実施してきた。生徒には良い変容が見られ、自立活動等の指導による成果があったが、高校卒業後を見通した進路指導や労働・福祉分野の関係機関との連携が十分とは言えない状況にある。また、指導する側の教員が、就労支援等について知識を身につけておく必要性も感じている。
- ・モデル事業において、自立活動等の評価には、生徒に関係する複数の教員で生徒の変容等を評価することで、客観性を持たせるようにした。しかし、指導の効果をより客観的に評価するために、指導内容ごとに評価項目を設定し、生徒、教員がチェックして自己評価、他者評価ができるようにするなど指導の記録の様式の見直しや、数値・頻度等一定の評価の規準となるものを設定することが必要である。
- ・モデル事業においては、本校が3部制の定時制高校であることから、他部の時間帯に自立活動等の時間を設定して実施してきたが、通級制度化後は指導の対象生徒が増えることが予想されることから、選択

科目に加えて実施する場合の教育課程の在り方を検討する必要がある。

- ・モデル事業に取り組み、研修を重ねた結果、特別支援教育に対する教員の理解は進んだが、個々の生徒で対応の仕方が異なるため、対応に戸惑う教員もいる。担任はじめ、教科の担当者などが特別支援教育の視点で指導、支援することで、生徒の学校生活への適応度が高まることにつながるため、特別支援教育に関する教員の資質の向上が今後も必要である。

## ②研究の目的

- ・本研究では、平成30年度の高等学校における通級による指導の制度実施に向けて、以下のことを目的として行う。
  - ・中学校、高等学校、特別支援学校、労働・福祉分野の関係機関との協議の場を設ける。生徒の実態把握や効果的な指導方法等に関する情報共有の在り方、中学校での指導の実態を踏まえた系統的な指導と卒業後を視野に入れて、継続的に支援することができるような体制を構築する。
  - ・通級による指導の内容や指導方法、評価規準、教育課程への位置付け方について検討、策定する。
  - ・特別支援教育に関する教員の資質向上を図るとともに、特別支援教育に対する理解を深め、教員間の共通理解のもと、校内指導体制を拡充する。

## (2) 研究仮説

上記の目的を達成するために以下の仮説を設定し、研究開発を行う。

- ①中学校、高等学校、特別支援学校、労働・福祉の関係機関が集まる連絡協議会の場を設け、相互に利用しやすい「中・高連携連絡支援シート」の作成及び引き継ぐ情報の内容、引き継ぎ時期について検討する。中学校との連携体制を確立することで、中学校までに支援を受けていた生徒や今後指導を受けるであろう生徒が、系統的な指導・支援を受けることができ、安心して学校生活を送ることができる。また、外部機関には支援を受けている生徒の存在を知ってもらうことができ、卒業後の支援につなげることができる。
- ②通級による指導の内容や指導方法等を検討することで、生徒への指導や平成30年度への移行がスムーズに行われると考える。評価規準を明確にすることで、個別の指導計画の評価がし易くなるとともに、保護者、教員間でも生徒の変容が分かり易くなり、次年度への引き継ぎもし易くなると考える。加えて、通級による指導や学校設定科目の内容等を検討、吟味することで、生徒のニーズに合った指導ができ、生徒が達成感を味わったり、成功体験を積み重ねたりすることで、学校生活等への意欲が高まると考えられる。
- ③特別支援教育について全教員が理解を深めることにより、生徒が多く時間を過ごす自分のホームルームや一斉授業において、全教員が特別支援教育の視点を持ちながら指導、支援することで、生徒が授業での「わかる」「できる」という達成感を感じるにつながる。そのことにより、学習意欲が高まり、学校生活・社会生活への適応につながる と考える。

## (3) 必要となる教育課程の特例

教育課程の特例の内容	指導内容	授業時間数・単位数等
ソーシャルスキルトレーニング（自立活動）の実施	・ 個々の障害特性に応じた指導に関する事 ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事 ・ 卒業後も見通したライフスキルに関する事 ・ 進路に関する事	週1単位時間 (年間35時間) 加える形で実施

## (4) 研究成果の評価方法

- ・アンケート（連絡協議会、教員）
- ・担当者による自己評価
- ・成果物（連携シートの作成、就労支援に関する手引き）
- ・関係機関との連携体制の構築

## 4 研究の経過等

### (1) 取組の内容

#### 1) 中学校、高等学校、特別支援学校及び関係機関との連携に関する研究

##### ①連絡協議会の設置

年3回連絡協議会を開催し、以下のことについて協議した。

##### ア 中学校、特別支援学校との情報共有、連携体制の構築

- ・中・高連携連絡支援シート、個別の指導計画等の引き継ぎについて
- ・高等学校での「通級による指導」について
- ・自立活動の指導内容、指導方法について
- ・通常の学級との連携について
- ・合理的配慮について
- ・問題行動への対処について

##### <協議>

- ・中高の連携においては、入学試験があるため、その前からの生徒個人の情報引き継ぎは難しいが、中学校の通級指導教室には、どのような困難を抱えている生徒が通級し、どのような指導目標及び内容で指導を受けているのか等の情報共有は、系統的な支援を行うため、高等学校にとって非常に大切である。
- ・引き継ぎ時期は合格発表後でよい。中学校で支援を受けてきた生徒については、入学直後から今までの支援が継続できるよう、個別の教育支援計画等の引き継ぎをしっかりと行うことが必要である。また、入学後も必要に応じて情報を引き継ぐことが必要であり、その機会を設ける必要がある。
- ・限られた時間での話し合いにおいては引き継ぎのためのシートが有効である。特別支援学級や通級による指導を受けてきた生徒の様式は記述欄を多くした方がよいという意見が出たが、「個別の教育支援計画」等と内容が重複することが考えられるので、新たな様式を使用するよりも「個別の教育支援計画」を丁寧に引き継ぎした方がよいということになった。
- ・通級指導教室での指導が通常の学級でも生かせるようにするには、通常の学級と通級指導教室の連携が欠かせない。会議の場を持たなくても、いつでも、すぐに情報交換ができることが大切である。
- ・中学校での通級による指導の目標や指導内容、指導方法を知ることができたことは、今後の高等学校での通級による指導内容等を検討するうえで参考になるものであった。
- ・今まで中学校、特別支援学校の教員と話す機会はほとんどなく、今回いろいろな意見を伺うことができたことは有意義だった。今後も定期的にこのような会議を開催し情報交換の機会を設けることができれば、連続性のある指導ができると考える。また、高等学校の教員のスキルアップにもつながると思われる。

##### イ 労働・福祉分野の関係機関からの情報収集及び連携体制の確立

- ・精神障害者保健福祉手帳等の取得、就労支援、福祉就労等についての情報収集、社会自立に向け必要とされる力
- ・個別の教育支援計画様式の検討、引き継ぎの在り方
- ・就労体験の実施
- ・高校生のための就労支援の手引き

##### <協議>

- ・労働・福祉の関係機関から、精神障害者保健福祉手帳を取得する手順や関係機関の利用方法についての情報を得ることができた。また、高等学校で身に付けてほしい力を具体的に示してもらったことで来年度からの通級による指導の指導内容に取り入れることができた。
- ・卒業時に進学、就職先等への個別の教育支援計画の引き継ぎをすることが必要である。支援するにあたって生徒の状況が分かる内容が記載されていることが重要であり、各関係機関の様式が統一されることで引き継ぎがスムーズに行えるようになると考えられる。
- ・就労体験についてのノウハウを情報収集できた。今後のインターンシップ等の実施につなげていきたい。
- ・課題を抱えた生徒にとって連携が必要となる労働・福祉の関係機関と意見交換できたことは、高等学校

にはない見方、考え方を知るうえでとても有意義だった。今後もこのような情報交換ができる場を設定し、学校での指導や進路指導に役立てる機会としたい。

## ②中学校及び特別支援学校の視察・連携体制の構築

訪 問 先	成 果 等
青森市立浦町中学校 弘前市立東中学校 八戸市立第三中学校	通級指導の目標、指導内容等を知ることができた。PCやデジ教科書を活用して生徒一人一人に合った学び方を身に付けせたり、一つの教材に複数のねらいを入れて指導に用いたり、ねらいから教材を考えていく考え方は参考になった。来年度以降も情報収集を行い通級指導に役立てたい。
青森県立八戸高等支援学校 青森県立青森若葉養護学校	授業は生徒それぞれの実態に応じた形態がとられており、生徒の行動特性に丁寧に対応する教員の指導を見学することができた。支援体制を整えることで生徒が能力を発揮できるという可能性を感じる事ができた。

## 2) 通級による指導内容や指導方法、評価規準、教育課程への位置付け等に関する研究

### ①「特別支援教育推進のための拠点校事業委員会」を設置し、以下のことについて検討を行った

- ・通級指導教室実施に向けた教育課程や学校設定科目、単位数などの検討、策定
- ・保護者・生徒への周知方法や対象生徒の選定手続き、指導内容、指導方法等の検討、策定

### ②定期的に委員会を開催し、「通級による指導」に向けての教育課程、単位認定の仕方、自立活動の指導内容、個別の指導計画等の様式、対象生徒の選定等について、他校の取り組みを参考にしながら本校に合う形を検討した。校内検討委員会で検討した内容は職員会議の場で全員に周知し、共通理解を図った。

日 時	案 件
5月11日	①年間計画の概要 ②個別の指導計画の様式について ③高等学校における「通級による指導」についての概要説明
5月20日	①「通級による指導」について（形態） ②個別の指導計画の様式について
6月 9日	①個別の指導計画の様式について ②通級による指導について（単位数、指導内容）
6月20日	①「通級による指導」について（単位数） ②対象生徒の選定手続きについて
7月21日	①「通級による指導」について（単位数） ②個別の指導計画作成について
8月23日	①個別の指導計画の様式について
9月15日	①個別の指導計画について ②自立活動について
9月25日	①自立活動年間指導計画について ②これまでの検討事項のまとめ、確認
10月21日	①自立活動の名称について ②「通級による指導」の対象生徒の決定方法について ③在校生に対する自立活動の説明について
11月17日	①自立活動の名称について ②「通級による指導」の対象生徒の決定方法について ③評価について
12月22日	①自立活動（自立・基礎、自立・応用）の指導内容について ②対象生徒の選定について（新入生）
2月24日	①入学予定者説明会における「通級による指導」の説明内容について

## ③指導内容や指導方法に係る視察

訪 問 先	成 果 等	
中学校 特別支援学校 等	仙台市立高砂中学校 八戸市立第三中学校 弘前市立東中学校 青森県立若葉養護学校 青森県総合学校教育センター こころの教育相談センター	通級指導教室の指導内容、指導方法、教材などは今後の指導の参考にできるものだった。「通級による指導」では生徒に合った学び方を考え、学ばせるとともに通常の学級に戻ることを意識して計画、指導を行うことの大切さを認識した。

高等学校	青森県立八戸中央高等学校	これらの学校では、インターンシップやストレスマネジメント、ICT教育等に積極的に取り組んだり、卒業後の姿を見据えた支援を実施していた。今後、教育課程を見直していく際に参考になる取組があったので本校に合う形を検討していきたい。
	長野県箕輪進修高等学校	
	京都府立清明高等学校	
	東京都立稔ヶ丘高等学校	
	山形県立霞城学園高等学校	
関係機関	仙台市教育委員会	教育委員会が中高連携の形を構築し、サポートシートの活用を主導することで、どの地域においても支援の必要な生徒の支援内容が引き継がれるという体制ができていた。切れ目のない支援を受けるためには地域で共通した様式があるとよいと感じた。 福祉・労働の関係機関は、実際の職場体験を行う就労支援のプログラムを開発しており、その取組は自立活動に取り入れたい内容であった。また、客観的に生徒を理解し支援につなげるため、独自のアセスメントツールを使用していた。本校でも客観的に生徒の状況を理解し、生徒の教育的ニーズを的確に把握するためのチェックリスト等の作成の必要性を感じた。
	宮城学院女子大学	
	仙台市北部発達相談支援センター 北部アーチル	
	青森コロニーセンター	
	青森障害者職業センター	
	障がい者就労支援事業所 <small>みのり</small> 実	
	特定非営利活動法人 夢	
	(株)エンカレッジ	
	TEENS (放課後等デイサービス)	
就労支援センター ひゅーまにあ仙台		

### 3) 特別支援教育に対する理解促進、校内指導体制の構築に関する研究

#### ①校内研修

##### ア 外部講師による研修会

日時	講師	テーマ	参加者
5月11日	むつ市立苫生小学校 前校長 林 順一郎 氏	「一人一人に応じた教育支援を組織的に展開するために」	本校職員、青森工業高定時制職員
8月23日	青森県発達障害者支援センター 「ステップ」 センター長 町田 徳子 氏	「特別な支援を必要とする生徒たちの将来を見据えた支援」	本校職員
1月11日	青森県立尾上総合高等学校 教諭 鎌田 修三 氏	「発達障害などを抱える生徒への就労支援の実践と課題」	本校職員
2月19日	植草学園大学発達教育学部 准教授 菊地 一文 氏	「高等学校における「通級による指導」のスタートに向けて」	本校職員、連絡協議会委員

- ・「通級による指導」の開始に向け、障害理解、将来を見据えた支援、特別支援教育に取り組むための学校組織の在り方等について、様々な分野の講師から話を聞く機会を設けた。
- ・卒業後の生徒の姿を意識した支援内容は、今後取り入れたい内容だった。また、就労支援の取組例は本校でも実践可能な内容であり、今後の進路指導に取り入れていきたい。
- ・困っている生徒の対応を学級担任任せにするのではなく、その生徒の特性や関わり方等の情報を学校全体で共有し、役割分担しながら対応していく、組織的な支援体制を構築することの必要性を感じた。

##### イ 通級担当者による校内研修会

日時	タイトル
4月22日	高等学校における「通級による指導」制度の概要について
5月19日	中学校・外部機関との連携体制の構築について
6月16日	個別の教育支援計画・個別の指導計画の意義、作成手順について
7月21日	「通級による指導」について 検討経過の報告①
	自立活動について、ADHD（注意欠陥多動性障害）について

8月24日	「通級による指導」について 検討経過の報告②
9月25日	KJ法について
10月20日	ユニバーサルデザインについて ～教室環境の整備～
11月17日	「通級による指導」について 検討経過の報告③ 「通級による指導」に係る説明会の内容について
12月22日	「通級による指導」について 検討経過の報告④
1月19日	ASD（自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群）について
2月9日	LD（学習障害）について
3月6日	愛着障害について

- ・職員会議後に校内研修を実施した。来年度から実施する「通級による指導」に関わる内容を全教員で共有することができ、指導内容のほか、各教員が通級指導にどのように関わっていくのかを確認することができた。

## ②校外研修

日 時	場 所	研 修 内 容
11月11日	八戸市立第三中学校	八戸市中学校教育研究協議会
2月9日	文部科学省	発達障害支援の地域連携に係る全国会議
3月10日	政策研究大学院大学	第1回教育政策研究会フォーラム
3月10日～11日	大妻女子大学多摩キャンパス	J C - N E T 会議

## (2) 評価に関する取組

	中学校等関係機関の連携体制	教育課程等	教員の資質向上
5月			研修会
7月	連絡協議会	見直し、改善	
8月			研修会
9月	連絡協議会 中間評価、見直し、改善	見直し、改善	
1月		見直し、改善	研修会
2月	構成員によるアンケート 自己評価 連絡協議会による総括 外部講師による評価 成果物（連携シート、就労に関する手引き）	教員によるアンケート 自己評価	研修会 教員によるアンケート 自己評価

## 5 研究開発の成果

### (1) 実施による効果

#### ①自立活動の実施による対象生徒への効果

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に多く見られた欠席や保健室の利用が減った。</li> <li>・自分なりのやり方に固執せず、他人の意見を取り入れるようになった。</li> <li>・修学旅行の班長を自ら希望するなど、意欲的に取り組む姿勢が見られた。</li> <li>・気持ちを落ち着けて書写できるようになった。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッカーやカバンなど持ち物の整理への意識が高まった。</li> <li>・課題であった忘れ物が減り、提出物の期限が守られるようになった。</li> <li>・将来に向けて短期のアルバイトを経験することで、就労に対する自信をつけることができた。</li> <li>・漢字の学習能力の高さを発揮する場面ができ自信がついたことで、自立活動に参加する意欲が向上した。</li> </ul>

C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話を聞くときのコツを知り、普段から話を聞く態度に気を付けるようになった。</li> <li>・友人関係について教員に相談し、友人との付き合い方や正しいSNSの使い方を学習したことにより、自分本位の行動が減ってきた。</li> <li>・希望していた仕事の職業体験に参加し、自分の持つイメージと実際の仕事の違いや職業に必要なスキルを知ることができた。また、自分の適性についても考えることができた。いろいろな体験から「やってみないと分からない。」という気持ちを持つようになった。</li> <li>・苦手だった職員室への入室ができるようになった。また教員への用件の伝え方が上達した。</li> </ul>
---	--

- ・自立活動を実施している3名の生徒は現在、通常の授業以外の時間帯で実施する「加える形態」での実施から、来年度から通常の授業の時間帯に選択科目に代替して実施する「替える形態」での実施が可能となるため、生徒の負担感が減ると思われる。
- ・昨年、一昨年から継続して自立活動を実施し、対象生徒は学校生活に適応し過ごすことができている。
- ・自立活動等の学習をとおして生徒自身が卒業後の進路について考えるようになってきた。また、アンケートでも「仕事について勉強したい。」と答えていた。今後も進路を見据えた指導内容を取り入れることで、自身の進路について積極的に考え、取り組む態度を育てていきたい。

#### ②教職員への効果

- ・職員会議ごとに校内研修を実施したことや、校外の発達障害、特別支援教育等の研修に参加する教員が増加したことで、「通級による指導」や発達障害への理解が深まり、支援の必要な生徒に対して全教員で取り組むといった意識も高くなった。
- ・「まだよくわからないがこれからも勉強したい。」「全体で取り組める環境になり、協力できることがあればしたい。」「早めの研修と継続的な支援、自立活動支援が形骸化しないような新しいアイデアを全教員が出していく必要があると感じた。」など、積極的に「通級による指導」、特別支援教育に関わっていきたいと考える教員が増えてきた。

#### ③保護者等への効果

- ・来年度卒業を迎える保護者は、将来を見据えて就労支援事業所の見学に参加するなどの変化が見られた。
- ・「個別の指導計画」作成時に、本人・保護者と面談を行いながら聞き取りシートへの記入を行うことで、本人・保護者の願いを具体的に記載することができた。また、保護者に時間をかけて記入してもらったことが、生徒の将来像やそれに向けた指導目標、指導内容を吟味することにつながり、これまで以上に個別の指導計画作成に対して参画意識を持ってもらうことにつながった。
- ・指導の経過や生徒の様子等について保護者と話すことで、生徒の変容や課題について共通理解を図ることができた。また、福祉サービスや就労支援についての情報提供を行ったことで、家庭で進路について話し合う機会を持つことにつながった。
- ・保護者が生徒の状況を受容できるようになり、今後の学校生活や卒業後の生活等におけるサポートの仕方や身に付けるべき力について考えるようになった。

#### ④連携体制の構築

- ・来年度から対象生徒の情報を共有する場、自立活動等に関する情報交換の場の設定を進めることで、中学校、特別支援学校とも合意した。
- ・地域の障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センターを活用して生徒が在学中に施設見学等ができるよう情報共有及び連携することで合意した。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、現場実習のノウハウをはじめとした進路指導に関する取組の情報提供やアドバイスを頂く等、今後も連携していくことで合意した。
- ・関係機関との連携により「高校生のための就労支援の手引き」を作成した。

## (2) 実施上の問題点と今後の課題

### ①「通級による指導」について

#### 【対象生徒】

支援が必要と思われるケースであっても、保護者が「通級による指導」を受けることに同意しなかったり、本人が困難さを自覚できないケースが見られる。今後は、本人が希望していないにもかかわらず、保護者が「通級による指導」を希望するケースなどが考えられ、その場合の対応策についても検討する必要がある。

#### 【学習内容】

「加える形態」は生徒の通常の授業以外の時間で実施されるため、生徒の負担感が大きいと思われる。自立活動の指導内容（6区分27項目）を踏まえつつ、生徒の自尊感情に配慮しながら興味関心をひきつける教材の選定や、いかに将来に役立つ学習内容であるかを説明することが重要となる。

#### 【体制づくり】

通級担当教員は特別支援教育の経験があることが望ましいが、対象生徒が大人数となった場合、数名の通級担当教員だけでは対応しきれない場合が考えられ、現在の指導体制でいかに実施するかが課題となる。個別の指導計画を作成する学級担任も指導にあたるケースが考えられ、負担感を感じる事が想定される。本校は三部制であるため全教員のそろう時間が短いことや教科の特性の違い等から、普段の授業を充実させるための教員間の連携、生徒のコミュニケーション能力を育成するための指導方法の共有には課題が見られ、今後、情報共有のためのしくみ作りが必要である。

#### 【環境づくり】

指導場所は、現在2か所の教室を予定している。足りない場合は状況に応じて空き教室を利用する予定だが、状況によっては実施する時間を変更するなどの措置も必要となる。

#### 【保護者への配慮】

保護者の要望を定期的に確認しながら、個別の指導計画の見直しを図る必要がある。「通級による指導」を理解してもらうために、普段の学習の様子を画像や文章で伝えたり、授業見学を実施したりする必要がある。

#### 【生徒の自尊感情への配慮】

「通級による指導」は本人・保護者が希望した上で実施することを前提とし、途中で指導を終了したり、再開したりすることを認めるといった柔軟な対応が求められる。また、「通級による指導」の対象者であることを他の生徒に知られたくないという生徒の気持ちを尊重し、必要な配慮を行う。

#### 【他の生徒への指導】

「通級による指導」を受けている生徒本人の自尊心に十分に配慮しつつ、生徒たちが他者を受け入れることができるよう、学校全体として生徒個々の多様性、自分や他人の大切さを認めるための人権教育が必要である。

### ②教育課程について

- ・「通級による指導」に加え、学び直しや生徒の興味関心に応じた学校設定科目を編成することにより、社会参加に必要な基礎学力を身に付けるとともに、学校生活への意欲を高めることができると考えられ、今後検討が必要である。
- ・「通級による指導」が始まると生徒の実態、ニーズに応じて途中で指導を終了したり、途中から指導を始める場合等が考えられ、単位認定の仕方等について課題が出てくる事が予想される。「通級による指導」開始後、生じる課題を整理し、教育課程の見直しや検討をすることが必要になってくる。

### ③中学校との連携について

- ・これまでは、入学が決定した段階における中学校訪問、事前に配布し記入してもらう「中・高連携連絡

支援シート」、特別支援学級等へ在籍した生徒については「個別の指導計画」等の提出などにより、情報提供を依頼してきた。今後「通級による指導」を受ける生徒に関しては、特別支援学級又は通級指導教室に在籍していた場合、中学校での自立活動の指導内容や指導方法の情報共有が必要となる。また、入学後も情報交換を行い、授業を参観してもらうなどの連携が必要になる。

#### ④関係機関との連携について

- ・就労支援が必要と思われる生徒と保護者には高等学校在籍中に関係機関の見学を実施することで、制度の理解、就労支援へのスムーズな移行を目指す。卒業後の制度利用や就労に関しては本人・保護者に十分な説明が必要である。
- ・県総合学校教育センター特別支援教育課、特別支援学校のセンター的機能を活用し、授業参観をしてもらいアドバイスを受けるなど、生徒のアセスメント、自立活動の指導のためのスキルアップを図る必要がある。

#### ⑤職員の連携について

- ・「通級による指導」は、通常の学級での指導を補い、通常の学級での指導の充実につなげるものと位置付けている。通常の学級の中でもユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり、個々の状況に応じた配慮を行うなど、学校全体で特別支援教育に取り組む体制を構築することが必要であり、教員の連携は今後も大きな課題である。

### (3) 次年度に向けた準備状況

#### ①対象者の選定

本人・保護者の希望を優先する。希望者が多い場合は授業や通常の学級での様子観察や本人との面談、チェックリスト等を用いたアセスメントを実施し校内委員会で検討、個別の支援が必要と思われる生徒を対象とする。

##### <選定のスケジュール>

- 3月下旬：入学予定者説明会 「通級による指導」説明会にて申込用紙を配布する。
- 4月上旬：入学式 希望する本人・保護者から申込用紙を学級担任に提出する。
- 4月上旬：担任と特別支援コーディネーターが実態を把握する。
- 4月中旬：校内委員会で検討する。校長が対象者を決定する。

#### ②実施形態

本校は三部制の定時制高校であり、4年で卒業する生徒と他部の授業も受けて3年で卒業する生徒が在籍している。通常の授業以外の時間帯で実施する「加える形態」と通常の授業の時間帯に選択科目に替えて実施する「替える形態」を設定した。

4年卒業の場合				3年卒業の場合			
年次	単位数	形態	名称	年次	単位数	形態	名称
入学	1～4	加える	自立・基礎	入学	1～4	加える	自立・基礎
中間1	1～4	加える	自立・基礎	中間	2～4	替える	自立・応用
中間2	2～4	替える	自立・応用	卒業	2～4	替える	自立・応用
卒業	2～4	替える	自立・応用				

### ③個別の指導計画、個別の教育支援計画

個別の指導計画、個別の教育支援計画は「通級による指導」の対象生徒の学級担任が特別支援教育コーディネーターのサポートを受けながら作成する。様式は「青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き」の様式を利用する。作成にあたっては本人・保護者から聞き取った要望を優先しながら指導目標を設定する。作成後は合理的配慮や手立てを全教員が共有することで活用を図る。

### ④指導者

基本的に指導は通級担当教員が行う。対象生徒が大人数となった場合には、個別の指導計画を作成した学級担任が指導に入り、通級担当教員とチームティーチングで指導を行う。学校生活の大半を通常の学級で過ごすことから、学級担任が「通級による指導」に関わることで、生徒の特性を正しく理解するとともに、支援の方法を共有することで連携のとれた指導ができる等のメリットが考えられる。

### ⑤指導内容

自立活動の6区分27項目に基づき以下のとおり主な指導内容を設定する。対象生徒の実態に応じ、主な指導内容をベースに学習上又は生活上の困難に対応した内容、生徒本人や保護者が望む将来の姿を見据えた内容を加える。「自立・基礎」では学校生活、社会参加に必要な力を身に付けるとともに、自分の良さや特性を理解・活用できるようになること等を学習し、卒業後の社会的自立や就労に向けた内容を扱う「自立・応用」につなげる。

#### ○自立・基礎の主な指導内容

自己理解、他者理解、場面認識、コミュニケーション、心理的な安定等

#### ○自立・応用の主な指導内容

自己理解、他者理解、コミュニケーション、ライフスキル、集団参加等

### ⑥評価・単位認定

毎時間、評価を行うとともに、本校は前期・後期の2期制であるため、総合的な評価を前期と後期の修了時に行う。評価方法は、通級担当教員による自立活動の評価に、対象生徒の教科担当者、学級担任から情報収集した内容を加味し、個別の指導計画で設定された目標に対する到達具合により評価する。その後、校内委員会での評価について検討し、成績会議に評価を提出する。成績会議で協議された結果を受けて最終的に校長が単位を認定する。評価は、自立活動用の評価様式に文章での記載とする。

【前期・後期】自立活動の時間の評価・各教科担任からの評価・学級担任からの評価



【前期・後期】校内委員会で検討



【前期】成績会議で生徒の状況を伝達 【後期】成績会議で協議、単位を認定

### ⑦校内委員会

平成29年度の校内委員会は教頭、特別支援教育コーディネーター、午前・午後・夜間の各部主任、養護教諭を中心に構成した。平成30年度は主に新入生が「通級による指導」の対象者となることから、入学年次の主任・副主任を加える。また、就労支援や企業・施設見学・実習に向けた取り組みのために進路指導部の就職担当者も委員とする。